

羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業

実施要綱

制 定 平成 2 7 年 3 月 2 7 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 に規定する地域支援事業の介護予防事業等として行う、きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢者が介護支援サポーター活動を通して地域貢献することを奨励し、かつ支援し、もって高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防といきいきした地域社会づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援サポーター 第 7 条第 2 項の規定により登録を受けた者をいう。
- (2) 介護支援サポーター活動 介護支援サポーターが行う第 9 条第 1 項に規定する市長の指定を受けた受入機関等における高齢者等への支援、市長が必要と認める高齢者世帯における支援(以下「在宅支援」という。)及び羽曳野市が実施する介護予防事業(以下「市事業」という。)における支援であって、別表第 1 に掲げる活動を行う。
- (3) 評価ポイント 介護支援サポーター活動の実績に応じて付与されるポイントを行う。

(基本方針)

第 3 条 事業は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 事業の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 事業の運営に当たっては、次に掲げる効果を上げることができるよう配慮しながら行わなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援サポーター活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(事業内容)

第 4 条 事業は、介護支援サポーターが行った介護支援サポーター活動の実績を評価(以下「評価」という。)した上で、評価ポイントを付与し、介護支援サポーターの申出により、評価ポイントを換金した介護支援サポーター事業転換交付金(以下「転換交付金」という。)を交付することにより行うものとする。

(実施主体等)

第 5 条 事業の実施主体は、羽曳野市とする。ただし、市長は、事業の実施に当たり、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託することができる。

2 前項の規定により、委託を受けたもの(以下「管理機関」という。)が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の普及啓発に関すること。
- (2) 介護支援サポーターの申請、登録及び羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター手帳(以下「手帳」という。)の交付に関すること。
- (3) 介護支援サポーターの研修に関すること。
- (4) 介護支援サポーター活動の支援及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護支援サポーターと受入機関等の調整に関すること。
- (6) 評価ポイントの付与及び管理に関すること。
- (7) 第 1 号から第 6 号までに掲げる業務に付随する業務に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(事業の対象者)

第 6 条 事業の対象者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、かつ、法第 9 条第 1 号に規定する第一号被保険者とする。

(介護支援サポーターの登録)

第 7 条 介護支援サポーター活動を行おうとする者は、事業の趣旨を理解したうえで、

羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター登録申出書(様式第 1 号)を市長に提出し、所定の研修会に出席しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する所定の研修会に出席した者について、介護支援サポーターとして登録するものとする。
(手帳の交付等)

第 8 条 市長は、前条に規定する研修会に出席した者に対し、手帳を交付する。

- 2 介護支援サポーターは、前項の手帳の交付を受けた後でなければ、介護支援サポーター活動を行うことはできない。
(受入機関等)

第 9 条 受入機関等は、別表第 2 に掲げるものとし、あらかじめ介護支援サポーター活動の対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が、前項の指定を受けようとするときは、羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業指定申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請に基づき、指定し、又は却下したときは、羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業指定(却下)決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援サポーター活動の対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業指定取消決定通知書(様式第 4 号)により指定を受けていた者に通知するものとする。

(介護支援サポーター活動の評価等)

第 10 条 評価は、介護支援サポーター活動の活動時間等に応じ、回数を単位として行うものとし、概ね 1 時間の活動につき 1 回を単位として評価するものとする。ただし、介護支援サポーター活動を 1 日において 2 時間以上行った場合又は 2 カ所以上で行った場合については、1 日の上限として当該活動を 2 回までとして評価するものとする。

- 2 評価の方法は、手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 3 在宅支援における評価は、管理機関が行うものとし、評価の方法等は、前 2 項の規定を準用するものとする。
- 4 第 2 項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第 11 条 評価ポイントは、スタンプ 1 個の押印をもって 1 ポイントとする。

- 2 評価ポイントは、次年度以降に繰り越すことができない。

- 3 介護支援サポーター活動の実績及び評価ポイントは、第三者に譲渡することはできない。

- 4 評価ポイントは、前年度の活動実績について、手帳に押印されたスタンプの数に応じて、付与することができる。

- 5 前項の規定により、評価ポイントの付与を行ったときは、手帳にサポーター活動ポイント付与認証印を押印するものとする。

- 6 介護支援サポーター活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。
(転換交付金)

第 12 条 介護支援サポーターは、評価ポイント数に応じて転換交付金の交付を受けることができるものとする。

- 2 評価ポイントの転換交付金への換算は、1 ポイントにつき 100 円とし、1 年度における転換交付金は、5,000 円を限度とする。

- 3 転換交付金の交付を受けようとする介護支援サポーターは、活動を実施した年度の翌年度で市長が指定する期間までに、羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業評価ポイント活用申出書兼転換交付金請求書(以下「活用申出書兼請求書」という。)(様式第 5 号)に手帳を添えて市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、評価ポイントを有する介護支援サポーターが、年度途中に転出したときは、当該事由に至った時点において活用申出書兼請求書を市長に提出できるものとする。

- 5 市長は、活用申出書兼請求書の提出があった場合は、これを審査し、交付の可否を決定したときは、羽曳野市きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業転換交付金交付決定(却下)通知書(様式第 6 号)により、当該申出者に通知するとともに、交付の決定をしたときは、速やかに当該転換交付金を支払うものとする。

- 6 活用申出書兼請求書の提出時点で、介護支援サポーターに介護保険料の未納又は滞納がある場合は、転換交付金は交付しないものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 介護支援サポーター、受入機関等及び管理機関は、本事業を通じて知り得た

個人情報について、正当な理由なく他人に漏らしていけない。事業終了後においても同様とする。

(委任)

第 14 条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

対象活動等
(受入機関等での活動)
1. レクリエーション等の参加支援又は補助
2. お茶出し、配膳、下膳等の支援又は補助
3. 入所者の話し相手
4. 受入機関等が主催する行事や事業の補助(会場設営、調理支援等)
5. 草取り、洗濯物の整理等の軽微かつ補助的な活動
(在宅支援での活動) 注：臨時かつ単発なものに限る。
1. 電球交換
2. 季節の衣替え
3. 加齢に伴うちょっとした困りごとに対する支援
(市事業に係る活動)
1. 介護予防事業における教室等の運営補助
(その他)
1. 市長が特別に必要と認めたもの

別表第 2(第 9 条関係)

受入機関等
1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
2. 介護老人保健施設(老人保健施設)
3. 通所介護・通所型サービス・認知症対応型通所介護(デイサービス)事業所
4. 通所リハビリテーション事業所
5. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業所
6. 小規模多機能型居宅介護事業所
7. 看護小規模多機能型居宅介護事業所
8. 養護老人ホーム
9. 軽費老人ホーム(ケアハウス)
10. 地域包括支援センター
11. 社会福祉協議会
12. その他市長が特別に必要と認めた受入機関等